二　出荷制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に従い都道府県知事が特定の年産の米穀の出荷を控えるよう要請した場合における当該要請に係る区域内において生産された当該特定の年産の米穀（平成二十四年以後の年産の米穀であって、当該都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）をいう。附則第五条において同じ。）

附則第四条第一項中「平成二十三年産作付制限区域米穀又は平成二十四年産作付制限区域米穀（次項において「作付制限区域米穀」という。）」を「作付制限区域米穀」に改め、同項第二号中「認められる者として農林水産大臣が指定する」を「農林水産大臣が認める」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十三年産出荷制限区域米穀又は平成二十四年産出荷制限区域米穀（次項において「出荷制限区域米穀」という。）」を「出荷制限区域米穀」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。